

深谷市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の資産を広告掲載のための広告媒体として活用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に規定する市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 印刷物

イ 財産

ウ その他広告媒体として活用できる資産で市長が特に定めるもの。

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告申込者の基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の申し込みをすることができない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）で、風俗営業と規定される業種

(2) 風俗営業類似の業種

(3) 消費者金融

(4) たばこ

(5) ギャンブルにかかるもの

(6) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者

(7) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設

(8) 占い、運勢判断に関するもの

(9) 興信所・探偵事務所等

- (10) 特定商取引に関する法律（昭和51年6月4日法律第57号）で、連鎖販売取引と規定される業種
 - (11) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
 - (12) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
 - (13) 会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定による更生手続開始の決定がなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定による再生手続開始の決定がなされたもの
 - (14) 市又は他の地方公共団体における一般競争入札等の参加を制限されているもの
 - (15) 個人にあっては指定暴力団の構成員又は指定暴力団の利益となる活動を行う者、団体にあっては指定暴力団又は団体の代表者若しくは構成員が指定暴力団の構成員若しくは指定暴力団の利益となる活動を行う者であるもの
 - (16) 市税について滞納があるもの
 - (17) 法令又は例規に違反しているもの
 - (18) 前各号に掲げるもののほか市長が不相当と認めるもの
- （広告掲載の基準）

第4条 掲載できる広告は、次の各号のいずれかにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (7) 青少年の健全な育成に反するおそれのあるもの
- (8) 個人の名刺広告
- (9) 美観風致を害するおそれのあるもの

- (10) 公衆に不快感又は危害を与えるおそれのあるもの
 - (11) 第三者を誹謗中傷又は排斥するもの
 - (12) 求人広告に関するもの
 - (13) 貸金業に関するもの
 - (14) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
 - (15) その他、掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの
- (広告掲載の取消し)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告主への催告等を行わずに広告掲載を取消することができる。

- (1) 指定する期日までに掲載する広告原稿の提出がないとき
- (2) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- (3) 広告主が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させる行為を行ったとき
- (4) 広告主が社会的信用を著しく損なう行為を行ったとき
- (5) 広告主の倒産、破産等により、広告掲載をする必要がなくなったとき
- (6) 広告主が書面により掲載取下げを申し出たとき
- (7) その他、市の業務上やむを得ない事由が生じたとき

(損失補償)

第6条 前条の規定により広告の掲載を取り消した場合において、市は広告主に生じた損失補償の責任を一切負わないものとする。

(広告主の責務)

第7条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者から広告掲載により損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月27日から施行する

